

令和5年2月27日  
太田川河川事務所

## 太田川河川事務所SNS（Twitter、Instagram、YouTube）運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、太田川河川事務所が取得した公式SNSアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とし、情報発信を行います。

### 2. 基本ポリシー

公式SNSアカウントの運用は、太田川流域及び小瀬川流域における出水時の防災情報及び広報的内容等を流域住民等に広く提供することを基本ポリシーとします。

### 3. アカウント等

【Twitter】 ユーザーネーム : @mlit\_ootagawa

アカウント表示名：国土交通省太田川河川事務所

【Instagram】 ユーザーネーム : ootagawa2022

アカウント表示名：国土交通省太田川河川事務所

【YouTube】 ユーザーネーム : @user-yx8ru6cu4d

アカウント表示名：国土交通省太田川河川事務所

### 4. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりです。

- (1) SNS : ユーザーが「Twitter、Instagram、YouTube」を投稿し、情報を共有できるソーシャネットワーキングサービス
- (2) 公式SNS : 太田川河川事務所が設置・運営するSNSユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント : SNSを運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) フォロー : 他のユーザーの投稿を自動受信するように設定すること
- (5) コメント : SNSを使っているユーザーの投稿に返信すること
- (6) メッセージ : 特定のユーザーへ直接メッセージを送る機能

### 5. 運用方法

公式SNSの運営主体は太田川河川事務所、アカウントの管理は調査設計課とし、以下のとおり運用することとします。

#### (1) 発信する情報

- ① 【防災情報】氾濫発生情報など
- ② 【広報的内容】記者発表、取組内容など

発信する情報の範囲：太田川流域及び小瀬川流域に関する情報

## (2) SNS投稿文の作成担当

発信内容の情報を担当する太田川河川事務所各課・各出張所

## (3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しません。

## (4) 発信手順

情報の発信にあたっては、太田川河川事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式SNSアカウントで投稿します。

## (5) 他アカウントのフォロー等

公式SNSアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローやコメント、メッセージは行いませんので、あらかじめご了承ください。

## (6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式SNSアカウントのプロフィールに太田川河川事務所公式ウェブサイト（以下「事務所ウェブサイト」といいます。）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにしております。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

## (7) 投稿に記載するリンク先

URL短縮サービスにより短縮したURLは、リンク先の本来のドメイン名が表示されず、利用者がドメイン名を判断材料にしてリンク先の安全性を確認することができなくなるため、URL短縮サービスは、原則使用しないこととします。

投稿に記載するリンク先は、原則、国土交通省所管のホームページ・ウェブサイトとします。ただし、特定の業者の利益にならず（例：公共事業に対する取り組みを紹介するためのコンテンツとして使用する等）、かつその管理者に許可を得ている場合に限り、一般企業のリンク先を記載することができるものとします。

なお、政府機関のアカウントにおいて、第三者アカウントの投稿の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載することは、当該の投稿やページの内容を信頼性のあるものとして認めていると受け取られることや、リンク掲載後に当該の投稿やページの内容が変更される可能性があることを考慮した上で、慎重に行います。

## (8) 状況の監視

運用するSNS画面の状況について、異常がないか適時確認を行います。

## 6. 公式SNSコンテンツの利用について

当公式SNSで公開している情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、どなたでも以下の

（1）～（5）及び7に従って、リンク、公衆送信、翻訳等、自由にご利用できます。コンテンツ利用にあたっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

### （1）出典の記載について

コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は、次のとおりです。

【出典記載例】出典：国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所（当該ページのURL）

## (2) 第三者の権利の侵害防止について

- ア) コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
- イ) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。
- ウ) 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。
- エ) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

## (3) 禁止している利用について

コンテンツに関し、以下のように利用することは禁止します。

- ア) 個人情報もしくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為
- イ) 太田川河川事務所又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの
- ウ) 太田川河川事務所もしくは第三者の著作権、肖像権もしくは知的財産権の一部又は全部を侵害するもの
- エ) 法令もしくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること
- オ) 他のユーザー、第三者等になりますもの
- カ) 広告や宣伝目的のもの
- キ) 太田川河川事務所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ク) 太田川河川事務所の発信する内容に関係のないもの
- ケ) SNSの利用規約に反するもの
- コ) その他、太田川河川事務所が支障を来す恐れがある等の合理的理由により不適切と判断するもの

## (4) 準拠法と合意管轄について

- ア) この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。
- イ) 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は利用ルールを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

## (5) その他

この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

## 7. 免責事項

- (1) 当ページに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為については、何ら責任を負うものではありません。
- (2) 当ページに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、当ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。
- (3) 上記の他、当ページに関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

## 8. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所ウェブサイトに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて予告なく変更する場合があります。

## 9. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営します。

公式SNSについて、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがあります。